4-1 個人の尊重と、幸福追求権の概要 <標準編>

個 人 と し て の**尊**重

日本国憲法は、第 11 条から第 13 条で基本的人権の 一般原則について定めており、その中で「基本的人権 は、侵すことのできない永久の権利である」(第 11 条)

こと、「国民の不断の努力によって保持されなければならない」(第 12 条) こと、「すべて国民は個人として尊重される」こと、「生命、自由及び幸福 追求に対する国民の権利については、(中略)国政の上で最大の尊重を必要 とする」(第 13 条)ことが宣言されている。【①】

これらの一般原則の中で最も重要なことは、国民は「個人として尊重される」ということである。かつて明治憲法の時代においては、国民は「臣民」であり、天皇の家臣としての位置づけであったから、個人として尊重されるということはなかった。それゆえ「国家」という集団が「個人」よりも重んじられ、国民の権利は実質的には基本的人権としては扱われず、国民は国家元首である天皇の命令には絶対に服従しなければならなかった。このような状態は江戸時代までほとんど同様であった。それゆえ日本国憲法において国民が「個人として尊重される」ようになり、基本的人権が認められたことは、日本史上では画期的な出来事である。

公共の福祉による制限

しかし基本的人権といえどもまったく無制限である わけではない。たとえば誰かが権利を行使するとき、 それが他人の権利と衝突する場合には、権利の行使が

禁じられたり制限されることがある。たとえば授業中に私語をしていると他の生徒の学習を妨げることになるから、いくら"表現の自由"があるといっても、授業の妨げになるような表現活動は制限されるべきである。このように、私たちの基本的人権は、「公共の福祉」に反しない限度で保障されていることを忘れてはならない。日本国憲法はこのことを第 12 条と第13条で規定している。

もっとも、何が「公共の福祉」なのかについては必ずしも一致した定義があるわけではない【②】。また自分と他人の人権が衝突した場合にどのように解決すればよいかについて、双方の意見が対立し争いが収まらない場合もある。それゆえ最終的には裁判で決着をつけることになる。

公 共 の 福 祉 の維持 「生命・自由および幸福追求に対する国民の権利」 を保障するために、「公共の福祉」を一般的に維持しよ うとしている政府の活動が、警察官(海上保安官を含 ①日本国憲法第3章は 「国民の権利および義 務」となっているが、 外国人に対しても原則 として日本国民と同じ ように基本的人権が認 められる。

②「公共の福祉」が政府に都合よく解釈に都合よく解釈は不不知に侵害される危険を担じる。国連自由権規制を負金を引きる。目前を発表している。

む)による治安維持活動であるということができる【③】。たとえば道路を使用して表現活動(例えば行進をする)や販売活動(例えば屋台を出す)などをおこなう場合には、交通の妨げにならないよう、事前に警察に申請して、道路使用許可証を得る必要がある(道路交通法第77条)。

警察官が武器を所持していることも、それが犯罪を抑止し、公共の福祉を維持するために許された唯一合法的な武力だからである【④⑤】。もちろん警察官といえども武器の使用には慎重でなければならない。もし警察官が許されている限度(正当防衛や逮捕の必要性など)をこえて武器を使用し、その結果国民に損害を与えた場合には、政府は賠償責任を負うだけでなく(国家賠償法)、その警察官自身が犯罪に問われることもある(刑法が定める傷害罪や特別公務員暴行陵虐罪など)。つまり警察官の活動は、あくまでも国民の基本的人権を守るための活動であって、必要最小限度のものでなければならないのである。

なお、犯罪の容疑者が刑事裁判にかけられ、有罪の場合に処罰されるのは、その犯罪が「公共の福祉」を破壊したことに対して制裁をする必要があるからである。それゆえ刑罰は公共社会が制裁として与えるものであって、事件の被害者による復讐とは異なる。

家族と暮ら す権利

「私たち一人ひとりが個人として尊重される」という場合、それは単に個人が一人で生きるための権利で あるだけでなく、「人間らしく成長できるために家族と

共に暮らせる権利」も含まれている(国連子どもの権利条約)。たとえば最近、国籍は外国人であっても日本で生まれ育ち日本語しか理解できない子がいる男女(父母)を、特別在留許可を与えず不法滞在を理由に強制的に本国に送還した事件についても議論が起きた。【⑥】

尊厳死

さらに、「私たち一人ひとりが個人として尊重される」という場合、それは生きるための権利であるとともに「人間として<mark>尊厳ある死</mark>を選択できる」ことも含

まれている、と考えるべきである。

現代の、特に先進国においては、たとえ重い病気に冒されても、高度な 医療技術の進歩で、さまざまな医療機器を使って生命を維持することが可 能になってきている。そして現在の日本の法律では、たとえ本人が希望し た場合であっても、医療スタッフが患者の生命を絶った場合には犯罪とな る。しかしそれゆえにこそ、「医療機器の助けを借りて単に命を永らえるよ りは、むしろ死を選びたい」と願う人々も少なくない。そのような人々に ついて、家族や医療スタッフの間でいま静かな議論が始まっている。

- ③警察法第2条には、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、(中略)公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする」と明記されている。
- ④警察官の武器使用 は、警察法第67条や、 警察官職務執行法第7 条で認められている。
- ⑤「武力による成場ない。 成成、国際とは、 は武力の行きするには、 が争を解決人とは、 を変していたが、 が発力をは、 が多いる。 を関いるには、 を変いるが、 を明れるにといるが、 ではないではないだろうか。